

第48回 北見市都市計画審議会議事録

開催日時：令和2年8月28日（金）午前10時

開催場所：北見市民会館 会議室 1号室

議 題：

【本審議事項】

1. 北見都市計画区域及び留辺蘂都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針の見直しについて（北海道決定）
2. 北見都市計画区域区分の見直しについて（北海道決定）
3. 北見都市計画用途地域等の見直しについて（北見市決定）
4. 北見都市計画下水道の見直しについて（北見市決定）

出席委員氏名：

| | | | | | | | |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 三上 修一 | 会 長 | 渡邊 伸一 | 副会長 | 伊藤徳三郎 | 委 員 | 菊池 豪一 | 委 員 |
| 大倉 美鶴 | 委 員 | 吉田 聰 | 委 員 | 古田亜由美 | 委 員 | 牧野 俊樹 | 委 員 |
| 岩崎ヒロ子 | 委 員 | 三浦 孝一 | 委 員 | 吉次 頼子 | 委 員 | | |

欠席委員氏名：

| | | | | | |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 斎藤 昭利 | 委 員 | 萩原 和裕 | 委 員 | 白川美津子 | 委 員 |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|

| | |
|--------|--|
| 事務局 | <p>[開始]</p> <p>定刻前ではございますが、皆さまお揃いですので第48回北見市都市計画審議会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>委員の皆様におかれましてはお忙しい中、ご出席を賜りお礼申し上げます。</p> <p>まず始めに、委員の推薦団体様の役員改選などのより、2名の委員変更がございましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>北見商工会議所からご推薦をいただいております小原委員の後任となります、専務理事の渡邊 伸一様でございます。</p> <p>続いて、北見市第一農業委員会からご推薦をいただいております鎌口委員の後任となります、会長の萩原 和裕様でございますが、ご都合が悪く欠席する旨の連絡を受けております。</p> <p>現在、出席いただいております委員は11名でございます。</p> <p>北見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定を充足しておりますので、本日の審議会が成立していただきますことをご報告致します。</p> <p>なお、斎藤委員、白川委員、につきましては都合が悪く欠席する旨の連絡を受けております。</p> <p>それでは、このたび、4月の人事異動で事務局の担当者が一部変わりましたので、改めて自己紹介をさせていただきます。</p> |
| 事務局一同 | <p>〈 自己紹介 記載省略 〉</p> |
| 事務局 | <p>それでは、あらためまして都市建設部長よりご挨拶申し上げます。</p> |
| 都市建設部長 | <p>おはようございます。</p> <p>開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、当審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>北見市では、本年3月に都市計画マスタープランを見直し、多核連携型のコンパクトな都市構造を将来都市像の目標としたところでございます。</p> <p>本日の議題につきましては、いずれも前回からの継続案件ではありますが、都市計画マスタープランの着実な推進を図るために重要な案件でございますので、委員の皆様には、ご忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。</p> |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | この後の進行につきましては、北見市都市計画審議会条例第6条第3項に基づきまして、三上会長にお願い致します。 |
| 三上会長 | <p>それでは、本日の進行を務めさせていただきます三上でございます。</p> <p>まず、前副会長でありました小原副会長であります。今回組織の人事異動により、委員の変更が行われたため、副会長の席が空席となっております。前副会長の後任に新副会長を選出したいと思っております。副会長の選出についてどなたかご提案ありますでしょうか。</p> |
| 三上会長 | <p style="text-align: center;">〈 事 務 局 に 一 任 の 声 〉</p> <p>他にご意見はございますか。</p> |
| 三上会長 | <p style="text-align: center;">〈 な し 〉</p> <p>なしという事ですので、事務局の案はありますか。</p> |
| 事務局 | それでは、事務局案と致しましては、副会長を渡邊委員にお願いしたいと考えております。以上でございます。 |
| 三上会長 | <p>ただいま、事務局より、副会長に渡邊委員との案が出されました。承認される方は、拍手をお願いしたいと思います。</p> |
| 三上会長 | <p style="text-align: center;">〈 全 員 拍 手 〉</p> |
| 三上会長 | <p>ただいまの拍手を持ちまして、副会長に渡邊委員と決定されました。それでは、副会長には席の移動をお願いします。</p> |
| 三上会長 | <p style="text-align: center;">〈渡邊副会長は副会長席へ移動〉</p> <p>副会長が席に着かれましたので、一言いただければと思います。</p> |
| 渡邊副会長 | <p>ただいま、ご選任いただきましてありがとうございます。</p> <p>変わりがまして早々このような形で副会長をうけさせてもらいます。会長の補佐役ということで私も一生懸命務めさせていただきたいと思っております。</p> <p>よろしくお願い致します。</p> |

| | |
|------|--|
| 三上会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議題は次第にありますとおり、本審議事項と致しまして4件でございます。</p> <p>まず本審議事項1、北見都市計画区域及び留辺蘂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、北見都市計画区域及び留辺蘂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてご説明致します。</p> <p>議案1ページをお開きください。</p> <p>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、略して整開保と呼んでおります。</p> <p>整開保の概要につきましては、都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域全域を対象に都市計画の基本的な方針として、都道府県が定めるものとなっております。</p> <p>北見及び留辺蘂都市計画区域の整開保について、前回は、平成23年に定時見直しを行い、今回は10年ぶりの定時見直しとなっております、社会情勢の変化等を加味して、北海道により原案が示されたものであります。</p> <p>都市計画決定の変更手続きとしましては、整開保の決定権者は北海道であります、見直し案については、都市の現状・課題をより把握している各市町と北海道が協力のもと作成し、その後、北海道が国などの関連機関と協議調整を経て、都市計画決定を行うこととなっております。</p> <p>前回1月27日の第47回北見市都市計画審議会にて報告させていただいた素案について申し出を行ったのち、北海道において国など関係機関との事前協議が了したことから、北見都市計画については8月4日付け、留辺蘂都市計画については7月30日付けで原案について市に意見聴取があったところでございます。</p> <p>主な変更内容については、前回もご報告させていただいておりますが、都市計画区域面積につきましては、都市計画区域の範囲は現行と変わりませんが、測量精度の高度化による数値の誤差を修正しており、また市街化区域の面積につきましては、この後説明します、区域区分の見直しに伴う変更となっております。</p> <p>都市づくりの基本理念につきましては、令和2年3月に策定した北見市都市計画マスタープランの理念と整合を図り、「地域資源を活かした多核連携型による持続可能な都市の形成～安全・安心に暮らせる市民主体のまちづくり～」と変更しております。</p> <p>別冊資料1、新旧対照表では北見都市計画は1ページ、留辺蘂都市計画については17ページにそれぞれ記載してございます。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>その他、社会情勢の変化に伴う修正や、北海道が作成した事務要領に基づき、全道的に統一を図った表現に変更を行ったものでございます。</p> <p>また、前回の審議会にて報告させていただきました素案より、内容等の大きな変更は行われておりませんが、関係機関協議において一部記載が追加された箇所がございますのでご説明致します。</p> <p>別冊資料1の6ページの北見都市計画、及び20ページの留辺蘂都市計画となります。</p> <p>北見都市計画については新旧対照表の6ページ下段、(4)その他の土地利用の方針、②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針において、1点目中段網掛けした部分でございますが、「また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。」という記載が北海道開発局との協議により追加されております。</p> <p>同じく留辺蘂都市計画の新旧対照表の20ページ中段、(3)その他の土地利用の方針、②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針においても、同様の記載が追加されております。</p> <p>こちらにつきましては、平成28年の水災害にて道内の被害が大きかった地域において同様の記載を追加したものでございます。</p> <p>変更箇所につきましては、新旧対照表に変更理由などを記載してございますので、ご参照いただければと思います。</p> <p>議案1ページにお戻りください。</p> <p>今後のスケジュールですが、本審議会で答申を頂いたのち、北海道都市計画審議会で審議を行い、最終的には令和2年の10月に北海道による決定を予定しているところであります。</p> <p>また、案の申し出後2月17日～3月17日の間に公聴会における意見募集、パブリックコメントの実施、8月6日～8月20日の間に計画案の縦覧を実施しておりますが、意見等は無かったことも合わせてご報告致します。</p> <p>以上で北見都市計画区域及び留辺蘂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>ご審議のほど宜しくお願い致します。</p> |
| 三上会長 | <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問などあればお伺い致します。</p> |
| 三浦委員 | <p>別冊資料の6ページで、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。と書いてあるのですが、北見の場合、小町川の関係で氾濫が予想されていると思いますが、</p> |

| | |
|---------|--|
| 三浦委員 | その近くの町内会が対策されているようですけども、具体的に危険度の意識とそれに対する方向について、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。 |
| 事務局 | 小町川につきましては、北海道が管理している河川となっておりまして、雨が降るたびに氾濫するリスクが高いので、北海道の方で治水対策が必要ということで、河道掘削ですとか、上流部の方に遊水池を造る計画がございます。それに向けて、根拠となる整備計画の見直しが必要となっておりまして、今見直しの作業を行っているところです。市としましても円滑に進むように北海道と連携しながら進めているところでございます。 |
| 三浦委員 | <p>関連して、もう1ついいですか。</p> <p>過去の例で、国道39号線のパラボや北見信金付近での溢水や、常呂川が氾濫したりなど、九州の球磨川みたいに想定外の雨がきた時にどのように対応しようとしているのかお伺い致します。</p> |
| 事務局 | <p>市民の皆さんのご家庭にハザードマップをお配りしていると思うのですが、1000年に一度の大雨が降った場合に、国道から南側がかなり浸水すると予想されております。そういうリスクを回避するため、開発局の方でも常呂川の治水対策を進めておりまして、堤防の強化ですとか、河道掘削を進めているところでございますが、ハード対策だけでは十分ではございません。</p> <p>特に、近年雨の降り方も変わってきていますので、そういう想定時にも対応できるように最近、流域治水という考え方で、河川の治水対応だけではなく、土地利用なども含めて流域全体でいろいろな対策をした中で、安全性の向上を図るという考え方によって変わってきていますので、国と連携しながら有効な対策を検討していく必要があると考えております。</p> |
| 三浦委員 | わかりました。 |
| 三上会長 | 他にご意見ございますか。 |
| 〈 な し 〉 | |
| 三上会長 | 他に質問が無いようですので、審議事項から切り替えまして答申とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。 |

〈 異 議 な し 〉

三上会長

それでは、この件につきましては答申とさせていただきたいと思いません。

次に、本審議事項2、北見都市計画区域区分の見直しについて、事務局より説明願います。

事務局

それでは、北見都市計画区域区分についてご説明させていただきます。議案2ページをお開きください。

区域区分は、都市計画法第7条に基づき、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分を定めるものであり、都道府県が決定するものであります。

また、見直し案につきましては、整開保と同様の理由から、各市町と北海道が協力のもと作成し、北海道が都市計画決定を行います。

前回1月27日の第47回北見市都市計画審議会にて報告させていただいた素案について申し出を行った後、北海道において国など関係機関との事前協議が了したことから、整開保同様に8月4日付で原案について市に意見聴取があったところでございます。

変更理由につきましては、道路整備により区域の境界としていた地形・地物が変わったことなどから、現状に合わせて市街化区域の境界を変更するものであり、前回報告させていただいた内容から変更はございません。

変更箇所につきましては、5箇所ありまして、詳細については3ページに全体の箇所図、4ページからはそれぞれ箇所別の詳細図となっておりますのでご参照いただけたらと存じます。

①川東地区は北見中央インターの整備により区分界を道路センターに変更し、市街化区域が約0.5ha減となるものです。

②、③上ところ地区1と2につきましては、区分界を旧ふるさと銀河線の鉄道センターから、地番界へと変更し、市街化区域がそれぞれ約3.2ha、1.6ha減となるものです。

④広郷地区1につきましては、北海道横断自動車道の整備により、区分界を変更し、市街化区域が約0.1ha減となるものです。

⑤広郷地区2につきましては、北海道横断自動車道の整備による、市道の付け替えに伴い、道路センターに区分界を変更し、市街化区域が約0.2ha増となるものです。

今後のスケジュールですが、整開保と同様に、本審議会で答申を頂いたのち、北海道都市計画審議会にて審議を行い、最終的には令和2年の1

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>0月に北海道による区域区分の決定を予定しているところであります。</p> <p>また、案の申し出後2月17日～3月17日の間に公聴会における意見募集、8月6日～8月20日の間に計画案の縦覧を実施しておりますが、意見等は無かったことも合わせてご報告致します。</p> <p>以上で北見都市計画区域区分についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>ご審議のほど宜しくお願い致します。</p> |
| 三上会長 | <p>ただいま事務局より説明がございましたが、何か質問などがあればお伺い致します。</p> <p style="text-align: center;">〈 な し 〉</p> |
| 三上会長 | <p>質問が無いようですので、審議事項から切り替えまして答申とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〈 異 議 な し 〉</p> |
| 三上会長 | <p>それでは、この件につきましても答申とさせていただきます。</p> <p>次に、本審議事項3、北見都市計画用途地域等の見直しについて、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、北見都市計画用途地域等についてご説明させていただきます。</p> <p>議案9ページをお開きください。</p> <p>用途地域は、都市計画法第8条に基づき、整開保や都市計画マスタープランなどで示される土地利用の方向を踏まえ、住居、商業、工業が適正に配置された良好な市街地形成を図るため定めるものであり、市町村が決定するものであります。</p> <p>変更理由につきましては、先ほど区域区分でもご説明しましたが、道路整備等により市街化区域の境界としていた地形・地物が変わったことなどから、現状に合わせて境界を変更することに伴い、用途地域等の変更を行うものであります。</p> <p>変更箇所につきましては、5箇所あり、先ほどご説明した区域区分と同じ箇所となっており詳細については、3ページには全体の箇所図、4ページからはそれぞれ箇所別の詳細図となっておりますのでご参照いただけたらと存じます。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>①川東地区は北見中央インターの整備により区分界を道路センターに変更し、第一種住居地域が約0.5ha減となるものです。</p> <p>②、③上ところ地区1と2につきましては、区分界を旧ふるさと銀河線の鉄道センターから、地番界へと変更し、第一種住居地域がそれぞれ約3.2ha、1.6ha減となるものです。</p> <p>④広郷地区1につきましては、北海道横断自動車道の整備により、区分界を変更し、準工業地域が約0.1ha減となるものです。</p> <p>⑤広郷地区2につきましては、北海道横断自動車道の整備による、市道の付け替えに伴い、道路センターに区分界を変更し、準工業地域が約0.2ha増となるものです。</p> <p>また、同時に関連事項として、準工業地域に指定している特別用途地区の変更及び用途地域に指定している建築基準法第22条区域の変更も行います。</p> <p>今後のスケジュールですが、区域区分と同様に、本審議会で答申を頂いたのち、最終的には令和2年の10月に用途地域等の決定を予定しているところであります。</p> <p>また、前回の都市計画審議会での協議ののち、北海道や関係機関との協議を行い、北海道決定の手続きと同様に、8月6日～8月20日の間に計画案の縦覧を実施しておりますが、意見等は無かったことをご報告致します。</p> <p>以上で北見都市計画用途地域等についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>ご審議のほど宜しくお願い致します。</p> |
| 三上会長 | <p>ただいま事務局より説明がございましたが、何か質問などがあればお伺い致します。</p> <p style="text-align: center;">〈 な し 〉</p> |
| 三上会長 | <p>質問が無いようですので、審議事項から切り替えまして答申とさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〈 異 議 な し 〉</p> |
| 三上会長 | <p>それでは、この件につきましても答申とさせていただきますと思います。</p> |
| 三上会長 | <p>次に、本審議事項4、北見都市計画下水道の見直しについて、事務局より説明願います。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>審議事項 4. 北見都市計画下水道の見直しについてご説明させていただきます。</p> <p>資料、10ページをご覧ください。</p> <p>(1)、概要についてであります。はじめに、下水道は、都市計画に定められるべき都市施設の一つであり、北見都市計画下水道では、処理場、及びポンプ場などの主要な施設、並びに排水区域を都市計画決定しております。</p> <p>近年では、人口減少などによる汚水量の減少などから、平成30年度には都市計画で定めている主要な管渠の変更を経て現在に至っております。</p> <p>今回は、先ほど、報告がありました、北見都市計画区域の区域区分の変更に伴いまして、北見都市計画下水道の排水区域を変更するものであります。</p> <p>次に、(2)、変更内容についてであります。市街化区域の境界の変更により、排水区域を約5ha縮小するものであり、前回1月に報告させていただいた内容から修正はございません。</p> <p>変更となる箇所については、位置図を用いてご説明致します。</p> <p>次のページ、資料11ページをお開き願います。</p> <p>(4)、北見都市計画下水道の位置図についてであります。凡例を資料の右下に掲載しております。</p> <p>①から④、および都市計画排水区域については、都市計画の決定事項とされており、今回拡大する区域を赤色、縮小する区域を青色で表示しております。</p> <p>変更箇所として、資料の右下、赤色の枠で表示した拡大図には、川東地区の縮小区域1箇所を青色で表示し、図の左下、同じく赤枠で表示した拡大図には、広郷地区の拡大区域1か所を赤色で、上ところ地区の縮小区域3箇所を青色で表示しております。</p> <p>資料10ページに お戻り願います。</p> <p>(3)、今後のスケジュールですが、本審議会でご答申を頂いたのち、最終的には令和2年の10月に、下水道の決定を予定しているところであります。</p> <p>また、8月6日～8月20日の間に計画案の縦覧を実施しておりますが、縦覧者1名、意見等は無かったことも合わせてご報告致します。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>ご審議のほど宜しくお願い致します。</p> |
| <p>三上会長</p> | <p>ただいま事務局より説明がございましたが、何か質問などがあればお</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>三上会長</p> | <p>伺い致します。</p> <p style="text-align: center;">〈 な し 〉</p> <p>質問が無いようですので、審議事項から切り替えまして答申とさせていただきますたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> |
| <p>三上会長</p> | <p style="text-align: center;">〈 異 議 な し 〉</p> <p>それでは、この件につきましても答申とさせていただきますたいと思いません。</p> <p>予定されておりました審議事項については以上でございますが、その他に質問はございますか。</p> |
| <p>三上会長</p> | <p style="text-align: center;">〈 な し 〉</p> <p>他に質問が無いようですので、以上をもちまして本日の議題につきましてすべて終了となりました。</p> <p>事務局から他に何かございますか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>次回の審議会の開催につきましては、現在のところ10月以降に予定しております。決まり次第ご連絡を差し上げたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、本日の審議会はこれで終了したいと思います。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会を終了致します。</p> <p>[終了]</p> |